

千葉県報

定例
令和4年12月20日

主要目次

- 漁業災害補償法に基づく特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意の認定
- 県営土地改良事業計画の変更（四件）
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出
- 都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧（五件）
- 特定調達公告
- 入札公告（三件）

告

示

一 一
二 二
三 三
四 四

千葉県告示第五百六十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

なお、同項の規定による共済契約の締結の申込み又は規約の設定の義務は、令和四年十二月二十五日から発生する。
令和四年十二月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

その一

区域 新木更津市漁業協同組合の地区のうち牛込地区

漁業の区分 主として底びき網を使用して営む小型合併漁業

その二

区域 金田漁業協同組合の地区

漁業の区分 主として底びき網を使用して営む小型合併漁業

千葉県告示第五百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、旭市及び匝瑳市の一部を受益地域とする県営豊和地区土地改良事業（区画整理）計画を変更し

た。

その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。
なお、この変更計画に不服がある場合には、同条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日内、千葉県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この変更計画については、その変更があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この変更があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この変更の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。
令和四年十二月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 縦覧に供する書類の名称

県営豊和地区土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年十二月二十一日から令和五年一月二十四日まで

三 縦覧場所

旭市役所及び匝瑳市役所

千葉県告示第五百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、旭市及び匝瑳市の一部を受益地域とする県営春海地区土地改良事業（区画整理）計画を変更した。

その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画に不服がある場合には、同条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日内、千葉県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この変更計画については、その変更があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この変更があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この変更の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年十二月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 縦覧に供する書類の名称

県営春海地区土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年十二月二十一日から令和五年一月二十四日まで

三 縦覧場所

旭市役所及び匝瑳市役所

千葉県告示第五百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、匝瑳市の一部を受益地域とする県営春海地区土地改良事業（区画整理）計画を変更した。

その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画に不服がある場合には、同条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この変更計画については、その変更があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この変更があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この変更の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年十二月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 縦覧に供する書類の名称

県営春海地区土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年十二月二十一日から令和五年一月二十四日まで

三 縦覧場所

匝瑳市役所

千葉県告示第五百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、香取市の一部を受益地域とする県営香北第3地区土地改良事業（農業用排水施設）計画を変更した。

その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画に不服がある場合には、同条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この変更計画については、その変更があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この変更があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この変更の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年十二月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 縦覧に供する書類の名称

県営香北第3地区土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年十二月二十一日から令和五年一月二十四日まで

三 縦覧場所

香取市役所

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。
その届出及び添付書類は、令和四年十二月二十日から令和五年四月二十日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和四年十二月二十日から令和五年四月二十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和四年十二月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ナリタヤ布佐店

我孫子市布佐下町三、〇七八番一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏

名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

有限会社ナリタヤホールディングス 代表取締役 菊川一平

印旛郡栄町安食二、一七〇番地一

ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ナリタヤ 代表取締役 菊川一平

印旛郡栄町安食二、一七〇番地一

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年七月三十一日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、四九六平方メートル

5 駐車場の収容台数

五一台

6 駐輪場の収容台数

七五台

7 荷さばき施設の面積

八五平方メートル

8 廃棄物等の保管施設の容量

八立方メートル

9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後九時四十五分

10 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十時まで

11 駐車場の自動車の出入口の数

二か所

12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

令和四年十一月三十日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び我孫子市環境経済部商業観光課

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

令和四年十二月二十日流山市の変更に係る流山都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦

覧に供する。

令和四年十二月二十日

千葉県知事 熊谷 俊 人

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

令和四年十二月二十日我孫子市の変更に係る我孫子都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

令和四年十二月二十日

千葉県知事 熊谷 俊 人

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

令和四年十二月二十日船橋市の変更に係る船橋都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

令和四年十二月二十日

千葉県知事 熊谷 俊 人

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

令和四年十二月二十日四街道市の変更に係る四街道都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

令和四年十二月二十日

千葉県知事 熊谷 俊 人

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

令和四年十二月二十日千葉市の変更に係る千葉都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

令和四年十二月二十日

千葉県知事 熊谷 俊 人

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告の標榜番号は「千00」の欄へ「特定調達」の種別の種別名を記入すること。

入札公告

次のおり一般競争入札に付する。

令和4年12月20日

千葉県知事 熊谷 俊 人

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び予定数量

① 印旛沼流域下水道焼却灰等の処理業務委託 2, 150トン

② 印旛沼流域下水道焼却灰の処理業務委託 2, 800トン

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 履行場所

ア 千葉県美浜区磯辺八丁目24番1号 印旛沼流域下水道花見川終末処理場内

イ 千葉県美浜区豊砂7番地 印旛沼流域下水道花見川第二終末処理場内

(5) 入札方法 (1) の案件ごとにそれぞれ入札に付する。入札金額は、(1) の案件ごとにそれぞれの単価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等入札参加業者名簿に記載されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。

(6) 入札に参加できる形態は、単独業者又は収集運搬に係る業務を行う者と処分に係る業務を行う者により構成されるグループ(以下「グループ業者」という。)とする。

ア 単独業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)に基づく産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有する者のうち、当該許可に係る事業の範囲に、1(1)①については燃え殻及びびいじんを含む者、1(1)②については燃え殻及びびいじんを含む者、1(1)③についてはびいじんを含む者とする。

イ グループ業者は、委託業務のうち収集運搬に係る業務を行う一又は二以上の者(廃掃法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を有する者のうち当該許可に係る事業の範囲に、1(1)①については燃え殻及びびいじんを含む者、1(1)②についてはびいじんを含む者に限る。)及び委託業務のうち処分に係る業務を行う一以上の者(廃掃法に基づく産業廃棄物処分業の許可を有する者のうち当該許可に係る事業の範囲に、1(1)①については燃え殻及びびいじんを含む者、1(1)②についてはびいじんを含む者に限る。以下「処分業者」という。)により結成され、処分業者を代表者とする者とする。

ウ 1(1)の案件ごとにおいて、グループ業者の各構成員は、同じ案件の他のグループ業者の構成員として、又は単独業者としてこの入札に参加することができる。

(7) 入札参加者は、仕様書に定めるところにより、発生した焼却灰等の契約量を、1(1)①については最終処分することができる施設、1(1)②については再生することができる施設を有するとともに、収集運搬することができる体制を確保している者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒261-0012 千葉県美浜区磯辺八丁目24番1号 千葉県印旛沼下水道事務所 総務用地課 電話043(279)1231

(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>

(3) 入札説明書の交付期間 令和4年12月20日から令和5年1月6日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

(4) 入札書の提出期限

ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年1月31日午後5時

イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年1月31日午後5時

(5) 開札の日時及び場所 1(1)の案件ごとに次のとおりとする。

① 令和5年2月1日午前10時 千葉県印旛沼下水道事務所4階入札室

② 令和5年2月1日午前10時30分 千葉県印旛沼下水道事務所4階入札室

<p>4 低入札価格調査制度及び調査基準価格</p> <p>(1) この入札は、別に定める「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。</p> <p>(2) 調査基準価格は、予定価格に100分の70を乗じて得た金額（小数第5位以下を切り捨てるものとする。）とする。</p> <p>5 低入札価格調査</p> <p>(1) 最低価格入札者（以下「第1順位者」という。）の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。</p> <p>(2) 第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならないことがある。</p> <p>(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して4日以内（この期間に県の休日が含まれる場合にあつては、その日数は、算入しない。）に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類を提出しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。</p> <p>(6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。</p> <p>(7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に特約条項として添付する。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 千葉県流域下水道事業財務規則（令和2年千葉県規則第34号）第120条の規定によりその例によることとされる千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「例による財務規則」という。）第107条の規定によるものとする。</p> <p>イ 契約保証金 例による財務規則第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から（4）により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定する</p>	<p>データを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年1月6日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年1月6日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であつて、例による財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和5年度流域下水道事業会計予算が令和5年3月31日までに千葉県議会でも可決された場合において、同年4月1日に確定させる。</p> <p>(10) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>7 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required:</p> <p>① Loading, transportation and processing of incinerated ash and the others generated by Inbanuma Regional Sewerage System; Estimated amount of incinerated ash and the others 2,150 tons</p> <p>② Loading, transportation and processing of incinerated ash generated by Inbanuma Regional Sewerage System; Estimated amount of incinerated ash 2,800 tons</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 31 January, 2023</p> <p>(3) Contact point for the notice: Inbanuma Sewerage Office, Chiba Prefectural</p>
--	--

Government, 8-24-1 Isobe, Mihama-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 261-0012
Japan TEL 043-279-1231

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年12月20日

千葉県知事 熊谷 俊 人

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び予定数量
 - ① 手賀沼流域下水道焼却灰等の処理業務委託 1, 005トン
 - ② 手賀沼流域下水道焼却灰の処理業務委託 1, 250トン
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 履行場所 我孫子市相島新田85番5 手賀沼流域下水道手賀沼終末処理場内
- (5) 入札方法 (1) の案件ごとにそれぞれ入札に付する。入札金額は、(1) の案件ごとにそれぞれの単価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品等入札参加業者名簿に登録されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。
 - (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
 - (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
 - (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。
 - (6) 入札に参加できる形態は、単独業者又は収集運搬に係る業務を行う者と処分に係る業務を行う者により構成されるグループ(以下「グループ業者」という。)とする。ア 単独業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。

令和4年12月20日(火曜日)

県

県

県

県

第13797号

- 以下「廃掃法」という。)に基づく産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有する者のうち、当該許可に係る事業の範囲に、1(1)①については燃え殻、汚泥及びばいじんを含む者とする。
- イ グループ業者は、委託業務のうち収集運搬に係る業務を行う一又は二以上の者(廃掃法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を有する者のうち当該許可に係る事業の範囲に、1(1)①については燃え殻、汚泥及びばいじんを含む者、1(1)②についてはばいじんを含む者に限る。)及び委託業務のうち処分に係る業務を行う一のもの(廃掃法に基づく産業廃棄物処分業の許可を有する者のうち当該許可に係る事業の範囲に、1(1)①については燃え殻、汚泥及びばいじんを含む者、1(1)②についてはばいじんを含む者に限る。以下「処分業者」という。)により結成され、処分業者を代表者とする者とする。
- ウ 1(1)の案件ごとにおいて、グループ業者の各構成員は、同じ案件の他のグループ業者の構成員として、又は単独業者としてこの入札に参加することができる。
- (7) 入札参加者は、仕様書に定めるところにより、発生した焼却灰等の契約量を、1(1)①については最終処分することができる施設、1(1)②については再生することができる施設を有するとともに、収集運搬することができる体制を確保している者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 電話 277-0862 柏市篠籠田130番 千葉県手賀沼下水道事務所総務用地課 電話04(7143)9104
 - (2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>
 - (3) 入札説明書の交付期間 令和4年12月20日から令和5年1月6日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで
 - (4) 入札書の提出期限
 - ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年1月31日午後5時
 - イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年1月31日午後5時
 - (5) 開札の日時及び場所 1(1)の案件ごとに次のとおりとする。
 - ① 令和5年2月1日午前10時 千葉県手賀沼下水道事務所入札室
 - ② 令和5年2月1日午前10時30分 千葉県手賀沼下水道事務所入札室
- 4 低入札価格調査制度及び調査基準価格
- (1) この入札は、別に定める「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。
 - (2) 調査基準価格は、予定価格に100分の70を乗じて得た金額(小数第5位以下を

<p>切り捨てるものとする。)とする。</p> <p>5 低入札価格調査</p> <p>(1) 最低価格入札者(以下「第1順位者」という。)の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。</p> <p>(2) 第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならないことがある。</p> <p>(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者(以下「低価格入札者」という。)は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して4日以内(この期間に県の休日が含まれる場合にあつては、その日数は、算入しない。)に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類を提出しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。</p> <p>(6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。</p> <p>(7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に特約条項として添付する。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 千葉県流域下水道事業財務規則(令和2年千葉県規則第34号)第120条の規定によりその例によることとされる千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「例による財務規則」という。)第107条の規定によるものとする。</p> <p>イ 契約保証金 例による財務規則第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p>	<p>(ア) 提出期限 令和5年1月6日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年1月6日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であつて、例による財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和5年度流域下水道事業会計予算が令和5年3月31日までに千葉県議会会で可決された場合において、同年4月1日に確定させる。</p> <p>(10) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>7 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required:</p> <p>① Loading, transportation and processing of incinerated ash, grit and the others generated by Teganuma Regional Sewerage System; Estimated amount of incinerated ash, grit and the others 1,005 tons</p> <p>② Loading, transportation and processing of incinerated ash generated by Teganuma Regional Sewerage System; Estimated amount of incinerated ash 1,250 tons</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P. M., 31 January, 2023</p> <p>(3) Contact point for the notice: Teganuma Sewerage Office, Chiba Prefectural Government, 130 Shikoda, Kashiba-shi, Chiba Prefecture, 277-0862 Japan TEL 04-7143-9104</p>
---	---

<p>入札公告</p> <p>次のおり一般競争入札に付する。</p> <p>令和4年12月20日</p> <p>千葉県知事 熊谷俊人</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入等件名及び予定数量</p> <p>① 江戸川左岸流域下水道脱水ケーキ等の処理業務委託 15,000トン</p> <p>② 江戸川左岸流域下水道脱水ケーキの処理業務委託(その1) 10,500トン</p> <p>③ 江戸川左岸流域下水道脱水ケーキの処理業務委託(その2) 9,000トン</p> <p>④ 江戸川左岸流域下水道脱水ケーキの処理業務委託(その3) 7,500トン</p> <p>⑤ 江戸川左岸流域下水道脱水ケーキの処理業務委託(その4) 3,000トン</p> <p>⑥ 江戸川左岸流域下水道脱水ケーキの処理業務委託(その5) 2,500トン</p> <p>⑦ 江戸川左岸流域下水道脱水ケーキの処理業務委託(その6) 2,000トン</p> <p>⑧ 江戸川左岸流域下水道脱水ケーキの処理業務委託(その7) 1,500トン</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。</p> <p>(3) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</p> <p>(4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所</p> <p>(5) 入札方法 (1)の案件ごとにそれぞれ入札に付する。入札金額は、(1)の案件ごとにそれぞれの単価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づき指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づき入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。</p>	<p>(6) 入札に参加できる形態は、単独業者又は収集運搬に係る業務を行う者と処分に係る業務を行う者により構成されるグループ(以下「グループ業者」という。)とする。ア 単独業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)に基づき産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分量の許可を有する者のうち、当該許可に係る事業の範囲に汚泥を含む者とする。イ グループ業者は、委託業務のうち収集運搬に係る業務を行う一又は二以上の者(廃掃法に基づき産業廃棄物収集運搬業の許可を有する者のうち当該許可に係る事業の範囲に汚泥を含む者に限る。)及び委託業務のうち処分に係る業務を行う一のもの(廃掃法に基づき産業廃棄物処分量の許可を有する者のうち当該許可に係る事業の範囲に汚泥を含む者に限る。以下「処分業者」という。)により結成され、処分業者を代表者とする者とする。ウ 1(1)の案件ごとにおいて、グループ業者の各構成員は、同じ案件の他のグループ業者の構成員として、又は単独業者としてこの入札に参加することができる。</p> <p>(7) 入札参加者は、仕様書に定めるところにより、発生した脱水ケーキ等の契約量を、1(1)①については再生すること又は最終処分するものとして処分することができる施設(脱水ケーキ及びし渣の部分に限る。)及び最終処分することができる施設(沈砂の部分に限る。)、1(1)②から④まで及び⑦については再生することができる施設又は再生するものとして処分することができる施設、1(1)⑤、⑥及び⑧については再生することができる施設を有するとともに、収集運搬することができる体制を確保している者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県 272-0137 市川市福栄四丁目32番2号 千葉県江戸川下水道事務所総務用地課 電話047(397)6330</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和4年12月20日から令和5年1月6日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年1月31日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年1月31日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 1(1)の案件ごとに次のとおりとする。</p> <p>① 令和5年2月1日午前10時 千葉県江戸川下水道事務所第二会議室</p> <p>② 令和5年2月1日午前10時30分 千葉県江戸川下水道事務所第二会議室</p>
---	--

<p>③ 令和 5 年 2 月 1 日 午前 1 1 時 千葉県江戸川下水道事務所第二会議室</p> <p>④ 令和 5 年 2 月 1 日 午前 1 1 時 3 0 分 千葉県江戸川下水道事務所第二会議室</p> <p>⑤ 令和 5 年 2 月 1 日 午後 1 時 千葉県江戸川下水道事務所第二会議室</p> <p>⑥ 令和 5 年 2 月 1 日 午後 1 時 3 0 分 千葉県江戸川下水道事務所第二会議室</p> <p>⑦ 令和 5 年 2 月 1 日 午後 2 時 千葉県江戸川下水道事務所第二会議室</p> <p>⑧ 令和 5 年 2 月 1 日 午後 2 時 3 0 分 千葉県江戸川下水道事務所第二会議室</p> <p>4 低入札価格調査制度及び調査基準価格</p> <p>(1) この入札は、別に定める「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。</p> <p>(2) 調査基準価格は、予定価格に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た金額 (小数第 5 位以下を切り捨てるものとする。) とする。</p> <p>5 低入札価格調査</p> <p>(1) 最低価格入札者 (以下「第 1 順位者」という。) の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。</p> <p>(2) 第 1 順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならないことがある。</p> <p>(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者 (以下「低価格入札者」という。) は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して 4 日以内 (この期間に県の休日が含まれる場合にあつては、その日数は、算入しない。) に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類を提出しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容及び適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする必要がある。</p> <p>(6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。</p> <p>(7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に特約条項として添付する。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 千葉県流域下水道事業財務規則 (令和 2 年千葉県規則第 3 4 号) 第 1 2 0 条の規定によりその例によることとされる千葉県財務規則 (昭和 3 9 年千葉県規則第 1 3 号) の 2。以下「例による財務規則」という。) 第 1 0 7 条の規定によるものとする。</p>	<p>イ 契約保証金 例による財務規則第 9 9 条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から (4) により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムの URL に提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和 5 年 1 月 6 日 午後 5 時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムの URL に同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和 5 年 1 月 6 日 午後 5 時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であつて、例による財務規則第 1 0 9 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めるときであつても、3 年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和 5 年度流域下水道事業会計予算が令和 5 年 3 月 3 1 日までに千葉県議会でも可決された場合において、同年 4 月 1 日に確定させる。</p> <p>(10) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>7 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required:</p> <p>① Loading, transportation and processing of sludge and the others generated by Fdogawa Regional Sewerage System; Estimated amount of sludge 15, 000 tons</p>
---	---

- ② Loading, transportation and processing of sludge generated by Edogawa Regional Sewerage System(I); Estimated amount of sludge 10,500 tons
 - ③ Loading, transportation and processing of sludge generated by Edogawa Regional Sewerage System(II); Estimated amount of sludge 9,000 tons
 - ④ Loading, transportation and processing of sludge generated by Edogawa Regional Sewerage System(III); Estimated amount of sludge 7,500 tons
 - ⑤ Loading, transportation and processing of sludge generated by Edogawa Regional Sewerage System(IV); Estimated amount of sludge 3,000 tons
 - ⑥ Loading, transportation and processing of sludge generated by Edogawa Regional Sewerage System(V); Estimated amount of sludge 2,500 tons
 - ⑦ Loading, transportation and processing of sludge generated by Edogawa Regional Sewerage System(VI); Estimated amount of sludge 2,000 tons
 - ⑧ Loading, transportation and processing of sludge generated by Edogawa Regional Sewerage System(VII); Estimated amount of sludge 1,500 tons
- (2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 31 January, 2023
- (3) Contact point for the notice: Edogawa Sewerage Office, Chiba Prefectural Government, 4-32-2 Hukuei, Ichikawa-shi, Chiba Prefecture, 272-0137 Japan TEL. 047-397-6330

購読料 本号 一部 三〇円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号 千 葉 県
購読申込先 〇四三(二二三)二六五八